

認可保育所の最低基準緩和の撤回と増設を求める意見書

鳩山内閣が閣議決定した「地方分権改革推進計画」において、東京都などの大都市部に限り保育所面積の最低基準の緩和を容認し、地方条例化する方針を示した。さらに避難、耐火の基準や医務室、園庭の設置などの全国一律の最低基準を撤廃する方向を打ち出している。

さらに厚生労働省は、4月から認可保育所の定員を超えて、子どもを受け入れられる上限を撤廃することを都道府県に通知した。

子どもたちの成長や発達を保証するためには、一定のスペースが必要である。日本の最低設置基準は、欧米諸国と比較しても劣悪である。これ以上の基準の切り下げや施設へのつめこみをすすめることは、子どもたちの安全や成長を守れなくするおそれがある。

保育園の待機児解消というなら、国が行うべきことは早急に認可保育所の増設計画をすすめ、保育所整備のための財政的支援を抜本的に拡充することである。

よって、町田市議会は、国に対し、以下のことを強く要望するものである。

一、東京などの大都市部の保育所面積の最低基準緩和・地方条例化、保育所の園庭、医務室、耐火基準、避難設備などの最低基準撤廃の方針を撤回すること。

一、認可保育所の緊急増設計画をつくり、実現のために保育予算を抜本的に拡充すること。東京など大都市部での認可保育所整備を進めるため、用地取得の補助制度の創設や国有地の無償貸与などを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。